

社団法人福島県林業公社

施業・経営改革基本方針

～公益的機能に配慮した森林施業体系の確立と
更なる経営改革に向けた構造改善プログラム～

社団法人 福島県林業公社

目 次

第1 策定の趣旨

第2 森林の多面的機能の発揮に配慮した森林施業体系への転換

第3 更なる経営改善への取組み

- 1 農林漁業金融公庫借入金の繰上償還
- 2 経費削減等の徹底
- 3 分取割合の見直し

【参 考】

- ◆ 関連規程・計画等の改定スケジュール
- ◆ 林業会社の造林長期計画及び経営改善計画等の策定経過

第1 策定の趣旨

京都議定書において森林が地球温暖化防止のための炭素吸収源として位置付けられ、森林の公益的な機能に対する社会的ニーズが大きく高まったことを背景として、平成13年に森林・林業基本法が制定され、国の林野政策は、林業・木材生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るためのものへと大きく転換した。

また、福島県が平成15年に策定した「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」においても「多面的機能の発揮に向けた森林整備」が位置付けられ、平成17年12月には、福島県議会で「公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める意見書」が採択されるなど、県民の環境問題に対する意識が高揚され、森林の有する公益的、多面的機能の高度・持続的発揮に対するニーズはますます高まっている。

こうした動向を踏まえ、当公社においても、これまでの皆伐・裸地返還を前提としていた施業の在り方について見直しを行い、生態系や自然環境の保全及び災害防除に配慮した森林施業体系へと転換を図る必要があると考えられる。

一方、国産材の材価は引き続き低迷しており、県の「福島県林業公社経営改革検討プロジェクトチーム」が示した現状における林業公社の長期収支見通しによれば、平成80年度までの間に約372億円の収支ギャップが生じると試算されている。

このため、第2次改善計画及び同分期計画に基づく経費削減策について、より徹底を図ることに加え、経営の圧迫要因となっている農林漁業金融公庫からの借入金について、県から新たな支援を受けて繰上償還を実施するなど、一層の経営改革に取り組むことが必要である。

さらに、公社造林の根幹をなす分収造林制度についても、分収割合の前提としてきた諸条件の変化により、公社が負担するコストと将来の収入見込み額との間に大きなアンバランスが生じており、今後とも健全な森林経営を行って行くためには、分収割合についての見直しも不可欠な状況にある。

以上の諸課題に対する林業公社の基本方針をここに取りまとめるものである。

第2 森林の多面的機能の発揮に配慮した施業体系への転換

当公社では、森林・林業基本法の改正の趣旨を踏まえ、平成13年度の通常総会で承認された第2次改善計画において「公益的機能を重視した森林整備への取り組み」を重点事項の一つとして位置付けた。

また、平成15年度においては、関係市町村と協議を行い、市町村森林整備計画において「資源の循環利用林」とされていた公社造林地の約95%を「水土保持林」に変更し、長伐期施業に転換することとした。

ただし、木材の生産・販売による収益分収を目的とした森林の育成・管理という大前提は変更しておらず、主伐時に皆伐して土地所有者に裸地で返還し、伐採跡地の再造林は土地所有者が行うという方式も従来どおりとしていた。

しかしながら、木材価格の更なる下落など林業を取り巻く環境は劇的に変化しており、皆伐後の再造林が土地所有者にとって大きな負担となることが予測され、土地所有者自身が経済林としての森林経営を望まないことも考えられる。

こうしたケースでは、伐採跡地への植林が円滑に進まないことも懸念され、水源涵養や災害防除など森林の公益的機能を継続的・安定的に発揮させる観点から、森林施業の方法論そのものを見直すことが必要であると考えられる。

このため、皆伐・裸地返還を前提としてきたこれまでの施業体系を転換し、長伐期施業を行いながら次世代の針広混交林を育成して森林の多面的機能が継続的に発揮される循環型の森づくりを目指すこととする。

【施業体系の転換方向】

区分	施業方法	主伐方式	分収方法	返還時の林相
現行	長伐期施業 (生産林特化施業)	皆伐	換金分収	裸地
見直し方向	長伐期施業 (針広混交林施業)	択伐	換金分収 材積分収	針広混交林

※返還時の林相は、原則として公益的機能の発揮が最も期待できる針広混交林とする。

(参考) ◆「森林施業に関する土地所有者アンケート」結果(平成18年1月)◆

- ・ 皆伐・契約終了後の再造林を自分で実施する
市町村所有林(22%)、個人等所有林(15%)
- ・ 再造林の樹種もスギ・ヒノキ等の針葉樹にしたい
市町村所有林(10%)、個人等所有林(47%)

(※市町村所有林は全件調査。個人等所有林は2,920件から100件を無作為抽出。回収率50%)

第3 更なる経営改善への取組み

1 農林漁業金融公庫借入金の繰上償還

(1) 金利3.5%超借入金の繰上償還

平成15年度から、農林漁業金融公庫の施業転換資金を活用した低利資金への借換を行い後年度負担の軽減を図って来たが、借換要件を満たさない高金利の借入金が引き続き公社経営の圧迫要因となっている。

このため、県に対して新たな無利子融資資金の支援を要請し、施業転換資金の対象とならない借入金のうち金利が3.5%を超える約21億7,700万円について、全額繰上償還することとする。

【繰上償還の実施内容】

繰上償還額	21億7,700万円
償還予定日	平成18年10月25日
対象資金	農林漁業金融公庫借入金のうち施業転換資金の対象とならないもので金利3.5%超のもの
財源調達方法	県から新たに融資を受ける無利子貸付金

(2) 金利3.5%以下借入金に関する対応

農林漁業金融公庫からの金利3.5%以下の借入金についても経営の圧迫要因となっていることから、可能な限り早期に繰上償還ができるよう県に対して支援を要請していくこととする。

2 経費削減等の徹底

第2次改善計画に基づいて取り組んでいる組織・人員等の見直し、事業費の縮減、管理費の削減等を徹底し、現地調査事業など外部委託が可能な業務については積極的に外部委託を行うとともに事業発注の合理化・集約化を進める。

また、間伐材の販売方法の多角化等販売促進策について研究を行い、収入の増加に努めることとする。

3 分収割合の見直し

現行契約の公社6：土地所有者4という分収割合は、昭和33年に林野庁から模範契約例が示された際に、当時の材価や労賃、借地料、固定資産税、金利等を勘案して定められたものであるが、現在はその前提とした諸条件が大きく変化しており、林業公社の費用負担と将来の収入見込との間に大きな不均衡が生じている。

林業公社が今後も公的造林の中核的機関としての役割を果たして行くためには、林業公社の分収林経営の基盤となる分収割合を現実の費用価を反映した水準に見直して行くことが不可欠である。

このため、関係者の理解と協力を求めながら、平成18年度より段階的に分収割合の見直しに係る契約変更に取り組むこととする。

【分収割合の見直し案】

区 分	協議時期	現行割合	見直し割合
市町村有林	平成18年度～	6：4	9：1
個人所有林等 (財産区有林を含む。)	平成19年度～	6：4	8：2

【参 考】

◆ 関連規程・計画等の改定スケジュール

1 施業体系の転換に関する作業

- ・平成18年度通常総会・・・「社団法人福島県林業公社業務方法書」の改正
- ・平成18年度前半・・・関連規程・要領等の改正
- ・ " 後半・・・契約変更作業（市町村有林）
- ・平成19年度～・・・契約変更作業（個人所有林等）

2 第2次改善計画・分期計画等の見直し作業

- ・平成18年度通常総会・・・「第2次改善計画」の改定
 - ⇒3.5%超繰上げ償還、施業転換資金を活用した可能期間内の全件借換等の追加。公社が費用負担者となる二者契約分収育林事業の収束。県行造林皆伐引継を想定した再造林事業の廃止等。
 - ⇒（経営改善重点期間）目標年度の平成25年度は変更せず。
 - ・平成18年度末・・・「第2次改善計画分期計画」の改定
 - ⇒対象期間(H15～H19)の目標年度を平成21年度までに延長。
- 同分期計画を踏まえた「経営計画」の策定

◆ 林業公社の造林長期計画及び経営改善計画等の策定経過

昭和42年3月	林業公社設立総会において造林長期計画を策定
昭和48年5月	公社造林長期計画の改訂（第2次計画）
昭和55年10月	公社造林長期計画の改訂（第3次計画）
昭和61年2月	公社造林長期計画の改訂（第4次計画）
平成11年3月	第1次改善計画の決定
平成13年2月	第2次改善計画の決定
平成13年6月	公社造林長期計画の改訂（第5次計画）
平成16年2月	第2次改善計画分期計画の決定